

第 2 回 家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会にあたって

全大阪消費者団体連絡会
事務局長 飯田秀男

関西電力の電気料金値上げに係る意見・疑問を以下のとおり、述べます。

1. 供給計画における需要想定、供給力の確保、節電効果の見込み等について

- ①省エネ・節電をさらに強化すれば電力量を減らすことができる。その対策をすすめる国民的合意が得られれば、原価費用は抑えることができ、値上げ幅の圧縮につながるのではないかと考えられる。需要想定では、昨年夏の節電継続率を家庭 8 割、小口 7 割、大口 6 割とし、電力量で毎年 51 億 kWh、最大電力で毎年 249 万 kw の節電影響を見込んでいる。関西電力は、「安定供給の責任を担う事業者としては不確定な要素を安易に織込むことができないため」想定以上の節電による需要抑制は算入できないとしている。しかし、関西電力管内の 2012 年夏の節電効果にはまだ余力があるのではないかと考えられる。計画では、申請期間中の 3 年間とも同量の節電影響を想定しているが、節電努力は年々増加を見込むべきである。12/12 審査委員会資料 6-1 ⑪によれば、電灯合計の節電量は申請期間の年平均で 31 億 kWh であり、6%の節電率。毎年度同数の節電量で、節電量・率とも過小評価になっていないか。
- ②電気料金の値上げ効果によって、電力需要が減少すると思われるがその影響度合いは料金値上げに織込まれていない。一般に、商品価格を変える場合には、事業者はその売り上げ想定を見込んで計画を立てる。節電努力と値上げ実施による需要抑制の合計で、家庭用 6%減というのは、やはり、過小評価になっているのではないかと考えられる。
- ③2012 年夏の最大電力は 2682 万 kw (8 月 3 日) に対し、供給力は 2999 万 kw で電力は足りた。西日本の各社の融通電力を活用すれば、原発を稼働させなくても電力需要を満たすことができると考えられ、電力が不足するという根拠はないのではないかと考えられる。
- ④原子力規制委員会は、3 月を目途に評価規制案を作成し、7 月に施行するとされている。こうした動きを見れば、申請計画中に高浜 3, 4 号機が再稼働するという根拠はないのではないかと考えられる。また、原子力規制委員会の中には、大飯原発の敷地内に「活断層の存在が否定できない」との声がある。「否定できない」のであれば、少なくとも、判断が出るまで大飯 3, 4 号機を一旦停止するという措置が必要ではないかと考えられる。

2. 経営効率化について

- ①関西電力は、特命発注から競争発注に変更した購入物品データより、競争発注導入効果を調査した結果、6.8%の削減が見込まれると確認できたため、削減率を 7%に設定し申請原価に織込んだとしている。これは、過去の実績を元にシュミレーションした削減率を申請期間中に当てはめたということである。必要なことは、今後 3 年間の経営環境を想定してコスト削減をいかに図るかという方針である。7%削

減目標はさらに拡大できないか。

②審査専門委員会 1/10 の資料 4-1 によれば、資材調達全体に占める関係会社への発注割合は 46% を占め、うち競争入札は 6.7% でしかない。関西電力は、競争発注率が低いのは、「定期点検工事、配電工事、業務委託など関係会社でないと当社の要求品質や技術力を満たすことが困難な場合には特命発注を行っている」としているが、その必要性の説明責任を果たしているとは思えない。定期点検工事は、「極めて高い業務品質と業務習熟が不可欠」で、「高度な教育を継続的に施し常駐体制を敷くなどの技術面、設備面、体制面での品質確保が可能な会社が他にない」ので特命発注になっていると説明するが、定期点検工事の準備作業中に起こった美浜 3 号機の事故の際に被災建屋内にいた 14 社 105 人は、関西電力が言う技能を持っていた会社・作業員が当たっていたという説明が必要ではないか。現在の情報では、関西電力がいう特命発注の高さ、必要性の説明は説得力を持っていない。

③資材調達の 54% を占める一般会社のうちでも、競争発注分は 20% 止まりである。関西電力は今後 3 年間で 30% に拡大させるというが、一般会社への資材発注においても、競争発注率を大幅に引き上げることを求めてもいいのではないか。

3. 購入電力料について

①日本原子力発電敦賀原発 1, 2 号機とも発電量全量を中部・北陸・関西電力で受電する契約になっていて、関電の割合は、1 号機 50%、2 号機 33%。関西電力は、「現時点で敦賀原発の廃炉は決まっておらず、再稼働を期待していることから現行の需給契約に基づいた料金を原価算入している」としているが、敦賀原発からの受電量 0 を仮定しながら、契約があるからという理由で原価算入しているのは不適切ではないか。例えば、未稼働資産と見なして割引算入をするという考え方がとれないか。

②12/12 資料 10-2⑧日本原子力発電の購入電力料原価の内訳では、466 億円のうち、事業報酬 41 億円、再処理費 14 億円等が含まれている。これらは、基本料金とどう異なるのか、基本料金に含まれるのか、不明である。また、敦賀原発へ支払う基本料金の中部、北陸、関西電力の負担割合、額は、敦賀原発が稼働している時と稼働していない時でどう異なるのか。さらに、広告宣伝費・寄付金・団体費等は契約更改のタイミングで全額カットしている（1/22 意見交換会）としているが、それは基本料金を含むものになるのか、別途の契約なのか。

③他社購入電力料の内訳では、卸電気事業者（電源開発、日本原電）からの購入量が前回改定時 154 億 kWh → 今回改定 125 億 kWh に減り、額が前回 1262 億円 → 今回 1309 億円に上がっている。燃料価格上昇に原因を求めているが、原因はそれだけか、不明である。電源開発の火力発電所からの購入電力料は燃料費増の圧力が働くが、日本原電は原発のみであり、区分して評価しないと関西電力の説明は確認できない。

④敦賀原発は稼働していないにもかかわらず、日本原子力発電には基本料金が支払われている。この契約を見直すべきではないか。

⑥稼働していない志賀原発について北陸電力との契約はどうなっているのか、明らか

にすべきではないか。志賀原発に係る2年毎更改の長期契約は、稼働することを前提にした料金設定と考えられる。しかし、関西電力は「稼働しない場合であっても基本料金の契約は支払う」(1/22意見交換会)と回答している。稼働の如何にかかわらずなく基本料金を支払い続けるという現在の契約を見直すべきではないか。

- ⑦2013年度末に契約満了を迎える神戸製鋼(5.5万kw)、新日鐵住友(13.3万kw)、中山共同発電(14.4万kw)について経済性(メリットオーダー)を前提とした価格低減努力をすべきではないか。

4. 燃料費について

- ①関西電力は、15～20年程度の契約期間がある長期契約では、新規のLNG売買契約における価格交渉と異なり、改定前の価格決定方式を前提とした交渉が基本であり、改定前の価格決定方式が、原油価格(JCC:全日本原油通関価格)連動の場合、係数*JCC+ α のうち、係数と α の交渉になり、原油価格連動を変えることは困難としている。原油価格(JCC:全日本原油通関価格)連動で契約していることが、高単価で購入せざるを得ない足かせになっているが、関西電力は総括原価方式で価格転嫁できること、原発をベース電源として位置付けてきたことから、火力燃料を低単価で購入する契約交渉努力をしてこなかったのではないか。契約内容が不透明で、現状を変える契約は困難と説明されても納得がいかない。
- ②LNGの長期契約のうち価格改定を迎える契約について、関西電力は、「全日本通関LNG価格を大幅に下回っている契約があるが、これも価格改定後の価格を全日本通関LNG価格として織込み」(1/22意見交換会)と説明した。全日本通関LNG価格を大幅に下回っている契約があればそれをなぜ織込んだ価格にできないのか、不明である。
- ③LNG競争環境の援用として、北米シェールガス開発による低価格市況が交渉時に価格の引き下げ圧力にならないものか。関西電力は、1月22日の意見交換会で、2017年以降にガス価格連動の契約が成立していることを明らかにしたが、その効果を前倒しで申請期間中の価格に反映し、申請期間中の価格算入を抑制することができないものか。

5. 人件費について

- ①12/26資料8-3②では、関西電力の社内役員17人、社外役員7人の平均給与は各々4100万円、800万円。役員賞与は今回見積では0にしている。人事院や公益企業(JR、通信、ガス)の平均を下回る水準であり、妥当なものとして関西電力は説明している。しかし、社内役員の給与水準は、なお高すぎるのではないか。
- ②原価算入する46団体の中には、「日本原子力発電」(出向16人、内出向先役員0)「日本原燃」(同57人、0)「原子力エンジニアリング」(同10人、0)「原子力安全システム研究所」(同46人、?)「関電プラント」(同13人、1)「原子力環境整備促進・資金管理センター」(同3人、?)「原子力発電環境整備機構」(同8人、?)「原燃輸送」(同5人、?)など原子力関係の出向先が多い。出向者1554人分の給与を負担しているが、原価算入している場合としていない場合の基準は何か。原価

算入していない人員の給与負担分は出向先と精算していると考えられるが実際の処理は不明。

- ③ 1月22日の意見交換会で、関西電力は、事業活動に対する助言等をもらう人として必要に応じて顧問を委嘱しており、現在14人の顧問がいること、その経費は「雑給」扱いになっていることを明らかにした。しかし、顧問の位置付けは明確ではなく、原価に算入すべき費用の根拠が不明確である。顧問が経営に責任を負う立場にないとするれば、原価から削除すべきではないか。

6. 原発のバックエンド費用（使用済み燃料再処理費）について

- ①日本原燃に関西電力が支出する積立金の中に、日本原燃が支出する寄付金・交際費・諸会費・広告宣伝費を関西電力の使用済み燃料再処理費として原価に算入している。日本原燃はその事業の取引先が電力会社であり、そこが寄付金等を原価算入しないのに、日本原燃が支出するのは迂回して電力会社が支払っているに等しく、不適切ではないか。
- ②他のバックエンド費用も含め、その算定方法は過去の総合資源エネルギー調査会の議論を元にした法令等で定められているが、費用見積の妥当性が確認できない。バックエンド費用は、現在の見積額でその目的を達することができるのかも確認できないまま、原発の稼働に応じた積立が行われている。これは、電気事業者が主張する原発コストの優位性を疑わせるものである。

7. 原発のバックエンド費用（特定放射性廃棄物処分費）について

- ①法令に基づいて負担金が算出され、引当・積立てが行われているが、それが目的とする費用を賄えるかどうかの検証ができていないのではないか。これは、電気事業者が主張する原発コストの優位性を疑わせるものである。

8. 原発のバックエンド費用（原子力発電施設解体費）について

- ①総見積額では、実際の解体費用を賄えないのではないか。見積額の算定が過小評価された額だとすれば、解体費用はその時になって追加されることになり、将来世代につけ回しすることとなる。こうした事情は、電気事業者が主張する原発コストの優位性を疑わせるものであり、原発の発電事業そのものが事業性を持っていないと言えるのではないか。

9. 修繕費について

- ①修繕費の効率化については、全て競争発注したと仮定した水準として7%の発注価格の削減を織込むとともに、スマートメーターの単価低減や工事内容の見直し等で申請期間中287億円/年の削減と関西電力は説明している。東京電力に倣い、10%削減を目指すべきではないか。

10. スマートメーター（導入・普及費用は修繕費の一部）について

- ①スマートグリッドシステムを展望することを前提としたスマートメーターの導入は、当然、ピークカット効果を見込むべきである。2015年度までに高圧ではほぼ全数に配備する計画（低圧は約4割の計画）であるから、高圧部門におけるピークカットシステムを効果に見込むべきではないか。そうであれば、3か年の需給計画

の修正もあり得るのではないか。

- ②スマートメーターを活用したスマートグリッドシステムを構築することで、今回のスマートメーターの普及がピーク需要抑制の効果を図られるが、関電が説明する効果項目にはピーク需要の抑制は出てこない。効果予測に、全数導入完了時（2023年度）の需要抑制効果を27万kwとしているが、いかにも過小評価で、高圧全数、低圧4割普及を見込む申請期間中の需要計画の節電量（低圧：31億kwh）にどの程度織込まれているかは不明である。
- ③修繕費として3か年の織込みをするのではなく、耐用年数30年を勘案して減価償却費に計上することも一考であり、使い続ける性格を反映させて修繕費扱いにしないほうが3か年の負担は軽くなるのではないか。

11. その他経費（原子力発電にかかわる損害保険料）について

- ①この保険料で、実際の上発事故に備えるに足る額には届かないのではないか。結局、政府の指示によって費用を見積もっているが、実際の上発の補償をできるかどうかは保証できないのではないか。それは、事故は起こらないというリスク回避の前提と、起こっても自前の資金では補償できないことを前提にしており、事業者として責任を持った事業をしていないということになるのではないか。
- ②過酷事故を想定すれば、とても1,200億円で賠償・補償費用は賄えないことは明らかではないか。結局、国の援助を前提とした保険料でしかない。一般の事業経営ではありえない構造であり、上発の事業が独立した事業経営として成り立たないことを示しているのではないか。
- ③損害保険料の見積は、過酷事故を含む上発事故を補償できる額になっているのか。現在の見積は補償額・範囲を限定し、過小評価することであたかも上発事業が成り立つように逆算的に得られた保険料ではないのか。それは、上発の優位性を導く1つの要素になっており、一方では、事業者が負えないリスクを抱えた事業経営をしていると言えるのではないか。

12. その他経費（普及開発費）について

- ①今回の見積で原価不算入した普及開発費の「イメージ広告」「オール電化関連」「PR館（販売関連）」費用は、原価不算入であれば支出してもいいのか。関西電力は、「必要性に基づいて判断する」（1/22意見交換会）としているが、支出しないと明言すべきではないか。

13. その他経費（諸費）

- ①今回の見積で原価不算入した諸費の「寄付金」「諸会費」「電事連団体費」費用は、原価不算入であれば支出してもいいのか。関西電力は、「必要性に基づいて判断する」（1/22意見交換会）としているが、支出しないと明言すべきではないか。

14. その他経費（委託費）について

- ①関西電力は、入札になじまない電気料金収納関係や既契約分を除く1,234億円（総額の91.3%）に対して、競争入札導入による単価削減効果（7%カット）を織り込み済みと説明するが、東京電力に倣い、10%削減を目指すべきではないか。

15. 公租公課（法人税）について

①法人税の処理は、制度上の処理と実際の税支払い上の処理は異なる。総括原価方式の算定規則に倣っている処理だが、消費者にとっては非常にわかりにくい。

16. 事業報酬、レートベースについて

①申請期間中に稼働を見込まない原発の資産をレートベースに見込むのは妥当か。

②東京電力は、算定期間内に稼働を予定しない原発に係る核燃料資産については、固定資産同様、装荷中核燃料資産及び完成核燃料資産について全額レートベースに算入していないが、関電はそうした措置をとる考えはないのか。

17. 電気料金の削減につなげられる提案メニューについて

①関西電力の電灯料金メニューは、「時間帯別電灯」「はぴeプラン」に加えて、2012年7月から「季特別電灯PS」を導入。割安な時間帯に電気の使用を効率的にすることによって電気料金削減につなげられるとしている。しかし、12/26資料5-1の⑩では、200kwh/月は全メニュー負担増。夜間の利用率が40%以上に限って300kwh/月以上の使用量で削減できる。多く電気を使用する家庭でないと削減のメリットは受けられない。使用料の少ない世帯の低減策を丁寧に説明すべきではないか。

18. 関西電力がめざすS+3Eの経営方針について

関西電力は、安全（S）を前提に、3E（「エネルギーセキュリティ」、「地球温暖化問題への対応」、「経済性」）を掲げて、原発を重要電源に位置づけるとしている。しかし、以下のように、関西電力が経営方針に掲げるS+3Eは根拠がないのではないか。

①「エネルギーセキュリティ」を原発の優位性に挙げることはできないのではないか。原発が過酷事故に至った場合、コントロールできないことが判明した。原発を安全に運転し続けることに疑義が生じており、「安全対策を講じたから大丈夫」とは言えなくなっていることをどう考えるのか。コントロールできる技術を持っていない以上、原発を運転することは事業者として無責任ではないか。

②「地球温暖化問題への対応」のために原発が必要だとするのは根拠がないのではないか。原発が火力発電に比べて優れているのは、発電時のCO₂排出量が少ないことであるが、それは発電時だけを比較したに過ぎない。燃料採掘から使用済み燃料の無害化処理までのライフサイクルを考えれば、そのCO₂排出量は火力より原発のほうが少ないので地球温暖化問題への対応力が優れているとは言えないのではないか。

③「経済性」において、原発の発電単価は8.9円以上と試算されている。（コスト等検証委員会報告書）これは過酷事故時の補償金額を限定したものであり、原発の事故リスクを考えると、経済性に優れた電源だとは言えないのではないか。

19. 生活に与える影響について

①勤労世帯の家計収入は、1997年をピークに下がり続け、2011年度時点では15%の減収になっている。家計収入が減少し続けている中で、生活に欠かせない電気料金が11.88%上がることはとても耐えられない。値上げを避けるための努力をどこで

どの程度したのかわかるように説明し、不透明な点については情報公開をして理解を得るのが事業者としての責任ではないか。

- ②これまでの原発依存が生んだ料金値上げを一方的に消費者の負担とするのは納得できない。
- ③原発に頼らないエネルギー社会を多くの国民が望んでいる中、4基の再稼働を前提とした供給計画とそのための費用を負担し続けるのは納得できない。

20. 電気料金制度のあり方について

- ①総括原価方式は消費者にとって非常にわかりにくい制度である。生活必需品である電気の料金制度は、透明性の高いものであるべき。
- ②現行の総括原価方式の事業報酬の決め方は、資産が多ければ多いほど報酬額が大きくなるしくみになっている。これを改める必要がある。
- ③事業報酬は算定式が決まっていて、レートベースに2.9%を乗じた数字が事業報酬になるしくみだが、それを改めて電気事業を継続的に行うための指標を積み上げ方式で算出するべき。現行の事業報酬額は、株主配当を一定額予定し、支払利息を支払ってもなお、余るレベルになっている。透明性に高い事業報酬とするには、積み上げ方式にする必要がある。

最後に

値上げ申請の内容は、法令等に基づいて作成されたものだが、それが申請期間中にどう実施されたのか、計画との差異がどの程度発生したのかなど期間中の検証が必要になっている。その作業は消費者委員会の責任でもあるのではないか。